

教育委員会定例会議事日程

平成31年3月1日（金）午後2時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

3 審議案件

教委第70号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

教委第71号議案 横浜市立学校統括校長等設置規則及び横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

教委第72号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程及び横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正について

教委第73号議案 学校規模適正化等について

4 その他

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 2/19 本会議（第3日）一般議案議決、予算代表質疑
- 2/21 本会議（第4日）予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託
予算第一・予算第二特別委員会（審査日程等協議）
- 2/26 予算第一特別委員会（局別審査）

2 市教委関係

（1）主な会議等

- 2/16 平成30年度 横浜市立学校総合文化祭 小学校マーチングバンド発表会
- 卒業式関係

（2）報告事項

- いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

3 その他

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について（報告）

横浜市いじめ問題専門委員会及び学校いじめ防止対策委員会から、調査報告書が提出されましたので、報告します。

■報告件数

2 件

※29 年 12 月 15 日に策定した「公表ガイドライン」に基づき、別紙のとおりいじめ重大事態に関する調査結果をホームページに掲載し、公表します（掲載期間：6 か月）。

■いじめ重大事態対処のための調査件数（単位：件）

調査主体	校種	調査中	調査終了
学校（専門的知識を有する第三者を加える）	小学校	3→2	2→3
	中学校	0	4
	高校	0	0
	特別支援学校	0	0
教育委員会（横浜市いじめ問題専門委員会）	小学校	5→4	3→4
	中学校	2	0
	高校	0	0
	特別支援学校	0	0
合計		10→8	9→11

件数はいじめ防止対策推進法施行後（H25～） ※調査終了 2 件

■参考 いじめ重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項】

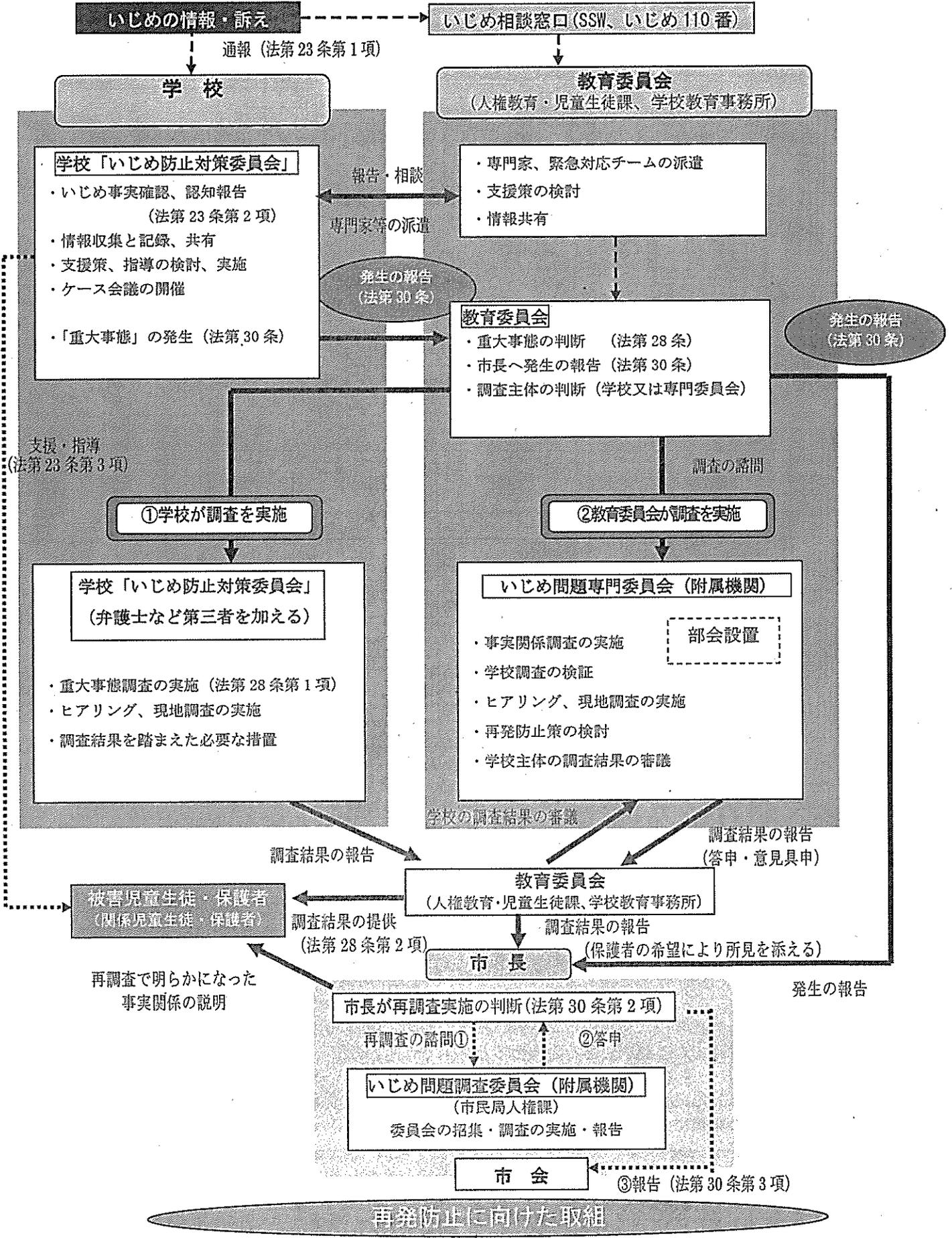
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（附帯決議）

五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

●いじめ重大事態の流れ●



当日配布された以下の資料は、「いじめ重大事態に関する調査結果等について」
(URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/20180228151232.html>)に掲載
しています。

※公表ガイドライン（平成 29 年 12 月 15 日策定）に基づき、ホームページ上、
掲載期間は 6 か月となります。

【当日配布資料】

- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
（ i 小学校）【公表版】
- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
（ j 小学校）【公表版】

教委第 70 号議案

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市立左近山特別支援学校及び横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校の設置に伴い、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会
委員長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第47条の2の表を次のように改める。

横浜市立若葉台特別支援学校	横浜わかば学園
横浜市立上菅田特別支援学校 北綱島分校	横浜市立北綱島特別支援学校

別表第2中

「

横浜市立若葉台 特別支援学校	小学部		
	中学部		
	高等部	本科	普通科
横浜市立北綱島 特別支援学校	小学部		
	中学部		
	高等部	本科	普通科

を

「

横浜市立左近山 特別支援学校	小学部		
	中学部		
	高等部	本科	普通科
横浜市立若葉台 特別支援学校	小学部		
	中学部		
	高等部	本科	普通科
横浜市立上菅田 特別支援学校北 綱島分校	小学部		
	中学部		
	高等部	本科	普通科

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

現 行	改正案																																																																										
<p>(部、学科等) 第42条 特別支援学校の部、学科等は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(通称) 第47条の2 次の表の左欄に掲げる特別支援学校は、同表の右欄に掲げる名称を称する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">横浜市立若葉台特別支援学校</td> <td style="width: 50%;">横浜わかば学園</td> </tr> </table>	横浜市立若葉台特別支援学校	横浜わかば学園	<p>(部、学科等) 第42条 特別支援学校の部、学科等は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(通称) 第47条の2 次の表の左欄に掲げる特別支援学校は、同表の右欄に掲げる名称を称する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">横浜市立若葉台特別支援学校</td> <td style="width: 50%;">横浜わかば学園</td> </tr> <tr> <td>横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校</td> <td>横浜市立北綱島特別支援学校</td> </tr> </table>	横浜市立若葉台特別支援学校	横浜わかば学園	横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校	横浜市立北綱島特別支援学校																																																																				
横浜市立若葉台特別支援学校	横浜わかば学園																																																																										
横浜市立若葉台特別支援学校	横浜わかば学園																																																																										
横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校	横浜市立北綱島特別支援学校																																																																										
別表第2 (第42条関係)	別表第2 (第42条関係)																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th colspan="3">部、学科等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">横浜市立若葉台特別支援学校</td> <td colspan="3">小学部</td> </tr> <tr> <td colspan="3">中学部</td> </tr> <tr> <td>高等部</td> <td>本科</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">横浜市立北綱島特別支援学校</td> <td colspan="3">小学部</td> </tr> <tr> <td colspan="3">中学部</td> </tr> <tr> <td>高等部</td> <td>本科</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	部、学科等			(省 略)				横浜市立若葉台特別支援学校	小学部			中学部			高等部	本科	普通科	横浜市立北綱島特別支援学校	小学部			中学部			高等部	本科	普通科	(省 略)				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th colspan="3">部、学科等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">横浜市立左近山特別支援学校</td> <td colspan="3">小学部</td> </tr> <tr> <td colspan="3">中学部</td> </tr> <tr> <td>高等部</td> <td>本科</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">横浜市立若葉台特別支援学校</td> <td colspan="3">小学部</td> </tr> <tr> <td colspan="3">中学部</td> </tr> <tr> <td>高等部</td> <td>本科</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校</td> <td colspan="3">小学部</td> </tr> <tr> <td colspan="3">中学部</td> </tr> <tr> <td>高等部</td> <td>本科</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	部、学科等			(省 略)				横浜市立左近山特別支援学校	小学部			中学部			高等部	本科	普通科	横浜市立若葉台特別支援学校	小学部			中学部			高等部	本科	普通科	横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校	小学部			中学部			高等部	本科	普通科	(省 略)			
学校名	部、学科等																																																																										
(省 略)																																																																											
横浜市立若葉台特別支援学校	小学部																																																																										
	中学部																																																																										
	高等部	本科	普通科																																																																								
横浜市立北綱島特別支援学校	小学部																																																																										
	中学部																																																																										
	高等部	本科	普通科																																																																								
(省 略)																																																																											
学校名	部、学科等																																																																										
(省 略)																																																																											
横浜市立左近山特別支援学校	小学部																																																																										
	中学部																																																																										
	高等部	本科	普通科																																																																								
横浜市立若葉台特別支援学校	小学部																																																																										
	中学部																																																																										
	高等部	本科	普通科																																																																								
横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校	小学部																																																																										
	中学部																																																																										
	高等部	本科	普通科																																																																								
(省 略)																																																																											

教委第 71 号議案

横浜市立学校統括校長等設置規則及び横浜市立学校の管理運営に
関する規則の一部改正について

横浜市立学校統括校長等設置規則及び横浜市立学校の管理運営に関する規則
の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

教育委員会が指定する横浜市立学校に校長代理を置くことができることとする等のため、横浜市立学校統括校長等設置規則及び横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校統括校長等設置規則及び横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校統括校長等設置規則及び横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(横浜市立学校統括校長等設置規則の一部改正)

第 1 条 横浜市立学校統括校長等設置規則(昭和 41 年 11 月横浜市教育委員会規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 1 項中「中学校及び高等学校」を「学校」に改める。

第 5 条 第 4 項中「中学校及び高等学校」を「学校」に改め、「必要に応じ」の次に「児童又は」を加える。

(横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第 2 条 横浜市立学校の管理運営に関する規則(昭和 59 年 4 月横浜市教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条 の 3 第 1 項各号列記以外の部分及び第 1 号中「校長」の次に「、校長代理」を加える。

第 58 条 中「、第 14 条 の 3 中「校長及び副校長」とあるのは「校長、校長代理及び副校長」とを削り、「併設型中学校」を「、「併設型中学校」」に改める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市立学校統括校長等設置規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>(校長代理)</p> <p>第4条 委員会が指定する<u>中学校及び高等学</u> <u>校</u>に校長代理を置くことができる。</p> <p>2 校長代理は、当該校長の意見を聴いて選考の上、委員会が任命する。</p> <p>3 校長代理は、校長を助け、委員会、市長又は当該校長の定めるところにより、日常の校務の一部を自らの判断と責任において処理する。</p> <p>4 校長代理は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>(副校長)</p> <p>第5条 学校教育法その他の法令、条例及び規則に定める教頭は、副校長と称する。</p> <p>2 副校長は、当該校長の意見を聴いて選考の上、委員会が任命する。</p> <p>3 副校長は、校長を助け、校務を整理し、必要に応じ児童又は生徒の教育をつかさどり、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、校長代理を置く<u>中学校及び高等学校</u>の副校長は、校長及び校長代理を助け、校務を整理し、必要に応じ生徒の教育をつかさどり、校長及び校長代理に事故があるときは校長の職務を代理し、校長及び校長代理が欠けたときは校長の職務を行う。</p> <p>(第5項及び第6項省略)</p>	<p>(校長代理)</p> <p>第4条 委員会が指定する<u>学校</u>に校長代理を置くことができる。</p> <p>2 校長代理は、当該校長の意見を聴いて選考の上、委員会が任命する。</p> <p>3 校長代理は、校長を助け、委員会、市長又は当該校長の定めるところにより、日常の校務の一部を自らの判断と責任において処理する。</p> <p>4 校長代理は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>(副校長)</p> <p>第5条 学校教育法その他の法令、条例及び規則に定める教頭は、副校長と称する。</p> <p>2 副校長は、当該校長の意見を聴いて選考の上、委員会が任命する。</p> <p>3 副校長は、校長を助け、校務を整理し、必要に応じ児童又は生徒の教育をつかさどり、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、校長代理を置く<u>学校</u>の副校長は、校長及び校長代理を助け、校務を整理し、必要に応じ<u>児童又は生徒</u>の教育をつかさどり、校長及び校長代理に事故があるときは校長の職務を代理し、校長及び校長代理が欠けたときは校長の職務を行う。</p> <p>(第5項及び第6項省略)</p>

横浜市立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

現行	改正案
<p>(主幹教諭の職務等)</p> <p>第14条の3 主幹教諭は、学校教育法第37条第9項及び第19項(同法第49条及び第49条の8において準用する場合を含む。)に規定するもののほか、校長及び副校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 校長及び副校長の学校運営の補佐に関すること。</p> <p>(2) 部の統括に関すること。</p> <p>(3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第58条 第4条の3、第5条、第6条から第8条まで、第10条から第19条まで、第20条から第33条まで及び第36条の2から第36条の5までの規定は、併設型中学校について準用する。この場合において、<u>第14条の3中「校長及び副校長」とあるのは「校長、校長代理及び副校長」と</u>、第36条の2、第36条の3及び第36条の5中「高等学校」とあるのは「<u>併設型中学校</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(主幹教諭の職務等)</p> <p>第14条の3 主幹教諭は、学校教育法第37条第9項及び第19項(同法第49条及び第49条の8において準用する場合を含む。)に規定するもののほか、校長、<u>校長代理</u>及び副校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) <u>校長、校長代理</u>及び副校長の学校運営の補佐に関すること。</p> <p>(2) 部の統括に関すること。</p> <p>(3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(準用)</p> <p>第58条 第4条の3、第5条、第6条から第8条まで、第10条から第19条まで、第20条から第33条まで及び第36条の2から第36条の5までの規定は、併設型中学校について準用する。この場合において、第36条の2、第36条の3及び第36条の5中「高等学校」とあるのは、「<u>併設型中学校</u>」と読み替えるものとする。</p>

教委第 72 号議案

横浜市教育委員会事務局等専決規程及び横浜市立学校の校長及び
教員の選考に関する規程の一部改正について

横浜市教育委員会事務局等専決規程及び横浜市立学校の校長及び教員の選考
に関する規程の一部を次のように改正する

平成 31 年 3 月 1 日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

教育委員会が指定する横浜市立学校に校長代理を置くことができることとするに伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市教育委員会事務局等専決規程及び横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 号

横浜市教育委員会事務局等専決規程及び横浜市立学校の校長及び
教員の選考に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

(横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正)

第 1 条 横浜市教育委員会事務局等専決規程(平成 3 年 3 月横浜市
教育委員会達第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 1 号及び第 2 号並びに第 9 条第 3 号、第 4 号及び第 6
号中「並びに高等学校の」を「及び」に改める。

第 15 条 第 2 項中「学校長」の次に「及び校長代理」を加える。

(横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程の一部改正)

第 2 条 横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程(平成元
年 2 月横浜市教育委員会達第 1 号)の一部を次のように改正する

。

第 2 条 第 1 号中「校長」の次に「、校長代理」を加え、同条中
第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

附 則

この達は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市教育委員会事務局等専決規程 新旧対照表

現行	改正案
<p>(教職員人事部長専決事項)</p> <p>第5条 教職員人事部長が専決することができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 高等学校及び特別支援学校の学校長並びに<u>高等学校の</u>校長代理の病気休職及び復職に関すること。</p> <p>(2) 高等学校及び特別支援学校の学校長並びに<u>高等学校の</u>校長代理の部分休業に関すること。</p> <p>(第3号から第9号まで省略)</p>	<p>(教職員人事部長専決事項)</p> <p>第5条 教職員人事部長が専決することができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 高等学校及び特別支援学校の学校長<u>及び</u>校長代理の病気休職及び復職に関すること。</p> <p>(2) 高等学校及び特別支援学校の学校長<u>及び</u>校長代理の部分休業に関すること。</p> <p>(第3号から第9号まで省略)</p>
<p>(教職員人事課長専決事項)</p> <p>第9条 教職員人事課長が専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 高等学校及び特別支援学校の学校長並びに<u>高等学校の</u>校長代理の職務に専念する義務の免除(軽易なものを除く。)に関すること。</p> <p>(4) 高等学校及び特別支援学校の学校長並びに<u>高等学校の</u>校長代理の連続して3日を超える宿泊を要する国内の出張に関すること。</p> <p>(第5号省略)</p> <p>(6) 高等学校及び特別支援学校の学校長並びに<u>高等学校の</u>校長代理の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関すること。</p> <p>(第7号及び第8号省略)</p>	<p>(教職員人事課長専決事項)</p> <p>第9条 教職員人事課長が専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(3) 高等学校及び特別支援学校の学校長<u>及び</u>校長代理の職務に専念する義務の免除(軽易なものを除く。)に関すること。</p> <p>(4) 高等学校及び特別支援学校の学校長<u>及び</u>校長代理の連続して3日を超える宿泊を要する国内の出張に関すること。</p> <p>(第5号省略)</p> <p>(6) 高等学校及び特別支援学校の学校長<u>及び</u>校長代理の休暇、欠勤その他の願届出を要するものの処理及び勤務命令に関すること。</p> <p>(第7号及び第8号省略)</p>
<p>(学校長及び校長代理専決事項)</p> <p>第15条</p> <p>(第1項省略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、義務教育諸学校の学校長は、当該学校の職員の通勤手当の認定に関する事項を専決できる。</p>	<p>(学校長及び校長代理専決事項)</p> <p>第15条</p> <p>(第1項省略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、義務教育諸学校の学校長<u>及び</u>校長代理は、当該学校の職員の通勤手当の認定に関する事項を専決できる。</p>

横浜市立学校の校長及び教員の選考に関する規程 新旧対照表

現行	改正案
<p>(対象となる職)</p> <p>第2条 選考の対象となる職は、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び講師</p> <p>(2) <u>中学校及び高等学校の校長代理</u></p> <p>(3) 小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校の栄養教諭</p> <p>(4) 高等学校及び特別支援学校の実習助手</p>	<p>(対象となる職)</p> <p>第2条 選考の対象となる職は、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長、<u>校長代理</u>、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び講師</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校の栄養教諭</p> <p>(3) 高等学校及び特別支援学校の実習助手</p>

教委第73号議案

学校規模適正化等について

横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申を踏まえ、菅田小学校と池上小学校の学校統合を実施する。

平成31年3月1日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

平成 31 年 1 月 30 日付けの横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申を踏まえ、菅田小学校の学校規模適正化等を図るため、菅田小学校と池上小学校の学校統合の実施について提案する。

菅田小学校の学校規模適正化等について

1 趣旨

神奈川県にある菅田小学校は、今後児童数が著しく減少し、平成35年（2023年）度には全学年単級になる見込みです。そのため、平成29年11月、菅田小学校の学校規模適正化等について、横浜市学校規模適正化等検討委員会に諮問を行い、その後、保護者・地域等の代表者からなる「池上小学校・菅田小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会を設置し、諸課題の調査審議を行ってきました。このたび横浜市学校規模適正化等検討委員会から教育委員会への答申を踏まえ、平成33年4月に菅田小学校と池上小学校を統合します。

(1) 経過

H29. 11. 24	横浜市学校規模適正化等検討委員会	教育委員会からの諮問を受け、検討部会を設置
H30. 1. 31	第1回検討部会	・3つの通学区域変更案と学校統合案の提示
H30. 3. 7	第2回検討部会	・追加の通学区域変更案の提示 ・ <u>池上小学校と菅田小学校の統合を決定</u>
H30. 4. 26	第3回検討部会	・ <u>統合校の使用校舎を決定(池上小学校)</u> ・ <u>統合校の通学区域を決定</u> <u>(菅田小学校の通学区域と池上小学校の通学区域を合わせた区域)</u> ・ <u>統合時期を決定(平成33年(2021年)4月)</u>
H30. 10. 5	第4回検討部会	・通学安全点検の実施を決定 ・菅田小学校の通学区域のうち、東鴨居中学校も選択できる区域につき、指定地区外就学許可制度を弾力的に運用し、東本郷小学校、鴨居小学校へ就学できるよう配慮することを確認
H30. 11. 1	通学安全点検	検討部会委員、保護者などとともに菅田小学校の通学区域内から池上小学校へ通じる道路(2ルート)を点検
H30. 11. 20	第5回検討部会	・通学安全に関する要望書案の提示 ・ <u>学校名案アンケートの実施を決定</u>
H31. 1. 16	第6回検討部会	・ <u>通学安全に関する要望書を決定</u> ・ <u>学校名案を「菅田の丘^{すげた}小学校」に決定</u> ・ <u>意見書を決定</u>
H31. 1. 30	横浜市学校規模適正化等検討委員会	検討部会から提出された意見書のとおり教育委員会へ答申することを決定

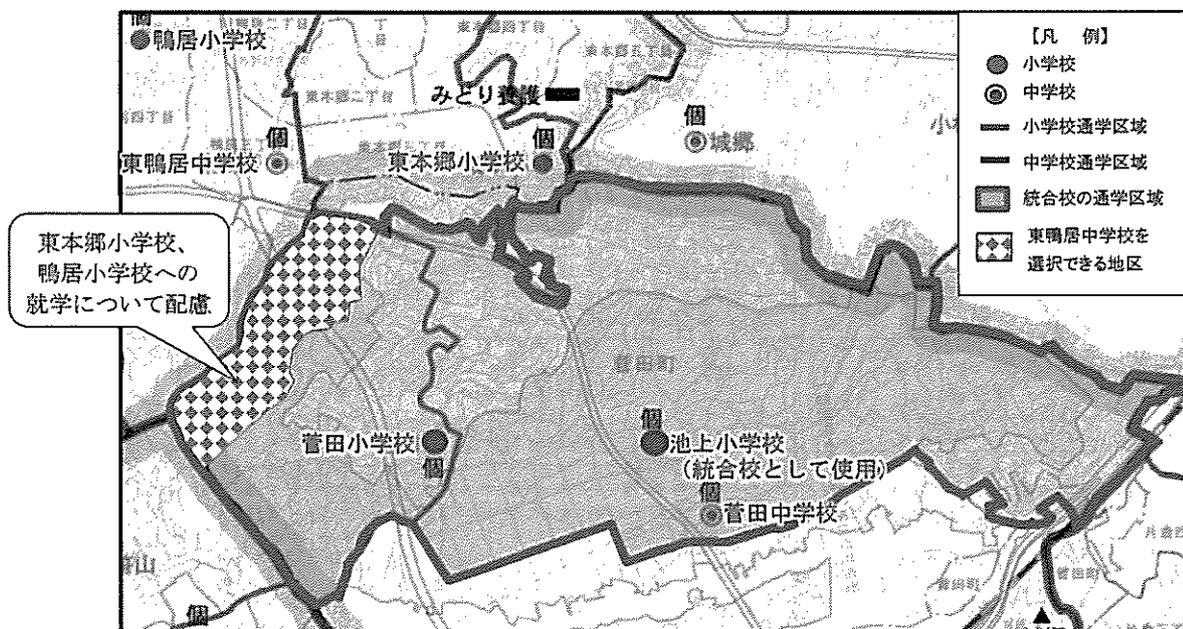
※上記のほか、請願等の対応を行うとともに、保護者等に対する説明会を開催しました。

(2) 「池上小学校・菅田小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会委員名簿(全15名)

部会長	元田 貴 (菅田地区自治連合会 会長)	
副部会長	小池 良幸 (松葉台自治会 会長)	
委員	田中 勇次 (菅田ハイツ自治会 会長)	大根田 茂 (菅田東町自治会 会長)
	小川 芳夫 (菅田南町自治会 会長)	竹山 茂夫 (西菅田団地自治会 事務局長)
	鈴木 拓也 (池上小学校PTA 会長)	大下 直歩 (池上小学校PTA 前副会長)
	川越 理絵 (菅田小学校PTA 会長)	植木 千春 (菅田小学校PTA 副会長)
	上月 真由美 (菅田中学校PTA 会長)	北條 聖子 (菅田中学校PTA 前会計)
	寶來 生志子 (池上小学校 校長)	橋爪 義明 (菅田小学校 校長)
	小田 智子 (菅田中学校 校長)	

2 学校統合等について

(1) 統合校の通学区域



(2) 統合校の一般学級児童数・学級数の推計

		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
菅田小	児童数	247	229	209	202	180	168	156
	学級数	12	9	8	8	7	6	6
池上小	児童数	339	318	310	321	285	284	282
	学級数	12	12	12	11	11	11	10
統合校	児童数				523	465	452	438
	学級数				17	16	15	15

3 答申について

別紙のとおり

4 今後の予定

横浜市立学校の統合を実施するにあたり、横浜市立学校条例を改正する必要があります。そのため、別途、「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出」を教育委員会で審議いただき、承認されましたら、横浜市会に「横浜市立学校条例の一部を改正する条例」の議案を提出します。

なお、統合校の校舎として使用する現在の池上小学校については、施設の老朽化が進んでいることから、建替対象校に選定されており、現在、基本構想の策定を進めています。

別紙

平成31年1月30日

横浜市教育委員会

横浜市学校規模適正化等検討委員会

学校規模適正化等について（答申）

平成29年11月24日付で諮問のありました標記の件について、別紙の「池上小学校・菅田小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会からの意見書とおり答申します。

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「池上小学校・菅田小学校」
通学区域と学校規模適正化等検討部会

「池上小学校・菅田小学校」
通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）に基づき、「池上小学校・菅田小学校」の通学区域と学校規模適正化等について調査審議するため、平成29年11月24日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置されました。その後、6回にわたり「池上小学校・菅田小学校」通学区域と学校規模適正化等に関わる諸課題の調査審議を行い、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

(1) 学校規模適正化についての考え方

児童の教育環境の維持・向上を図るため、「池上小学校・菅田小学校」の2校を統合することが望ましいと考えます。

(2) 学校統合の実施方法

ア 統合校として使用する学校施設及び用地は、現在の池上小学校が適当と考えます。

イ 統合の時期は、平成33年（2021年）4月が適当と考えます。

(3) 統合校の学校名

統合校の名称は、「菅田^{すげた}の丘^{おか}小学校」とすることが適当と考えます。

(4) 統合校の通学区域

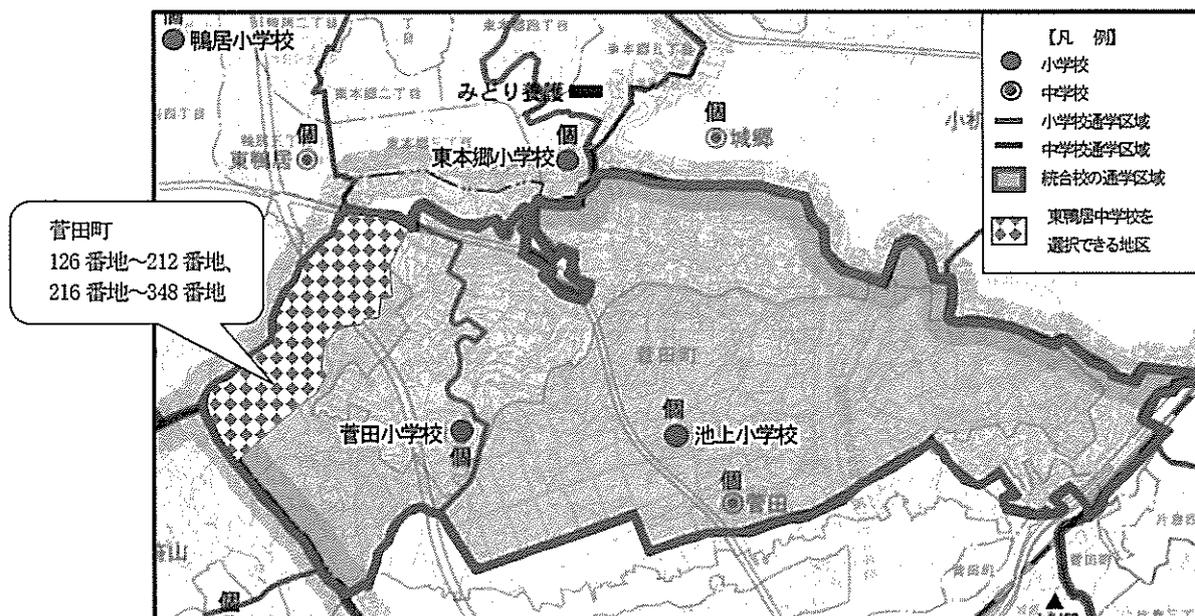
統合校の通学区域は、池上小学校と菅田小学校の通学区域を合わせた以下の区域とすることが適当と考えます。

なお、統合校の通学区域のうち東鴨居中学校を選択できる地区（菅田町126番地～212番地、216番地～348番地）については、個々の事情をよく確認したうえで、指定地区外就学許可制度を弾力的に運用し、東本郷小学校又は鴨居小学校への就学についても十分に配慮していただくようお願いいたします。

神奈川区

三枚町203番地から220番地まで、237番地から245番地まで、254番地から266番地まで、菅田町1番地から348番地まで、388番地から398番地まで、401番地から407番地まで、409番地、414番地から424番地まで、426番地、435番地の2、436番地から624番地まで、626番地から867番地の2まで、867番地の7から867番地の9まで、867番地の11から867番地の18まで、867番地の20から867番地の26まで、867番地の29から867番地の33まで、867番地の35から867番地の38まで、867番地の40、867番地の41、867番地の43、867番地の50から867番地の52まで、867番地の95から867番地の210まで、868番地から889番地の5まで、889番地の7から1,587番地まで、1,589番地から1,594番地まで、1,596番地から2,886番地まで、2,891番地から2,902番地まで、2,911番地から2,926番地まで、2,942番地から2,960番地まで

<通学区域図>



(5) 統合校の通学安全の確保

統合校の通学安全の確保については、別途、「池上小学校・菅田小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会から関係機関へ通学安全に関する要望書を提出します。

2 その他、統合にあたっての要望

- (1) 統合までの期間においては、交流事業や統合校の教育目標の設定等を進めるとともに、通学安全への配慮など、統合校への円滑な移行ができるようお願いします。
- (2) 統合校の良好な教育環境を確保するため、校舎の建替えや必要な施設整備を行うようお願いします。
- (3) 統合校の円滑な運営を図るとともに環境変化に児童が順応できるよう、教職員の配置について配慮をお願いします。
- (4) 統合校には、これまで池上小学校、菅田小学校の両校が築いてきた歴史や伝統を引き継ぐとともに、卒業記念品等を含む関係資料の保存・記録をお願いします。
- (5) 統合により生じる土地建物の活用に関しては、地域の声を踏まえ、地域防災等の観点にも配慮した検討をしていただけるようお願いします。